



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ル ネ サ ン ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 唐 木 康 正
(コード番号：2378 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 安 澤 嘉 丞
(電 話 番 号 0 3 - 5 6 0 0 - 5 4 5 7)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことから、これに対応するため、現行定款における株券の存在を前提とした規定(第 7 条及び第 8 条第 2 項)の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券電子化に伴う株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確化するため、所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して 1 年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置きする必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除するものであります。
- (4) 社外役員の責任限定契約につき、柔軟な報酬設定を行うため、一部条項の修正を行うものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 <削除></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第28条～第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第38条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p> <p>第39条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第38条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 25 日
平成 21 年 6 月 25 日

以上